

# 令和7年第6回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催日時

令和7年6月23日（月） 13時30分開会  
13時54分閉会

## ■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

## ■ 出席者

教育長 : 田之上 典昭  
教育委員 : 福富 早央里, 中村 みゆき, 濱崎 健児

## ■ 欠席委員

教育委員 : 別府 竜人

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

|             |        |
|-------------|--------|
| 教育部長        | 湯ノ口 繁生 |
| 教育総務課長      | 水流 弘樹  |
| 学校教育課長      | 船間 秀仁  |
| 生涯学習課長      | 上蘭 浩司  |
| 学校給食センター所長  | 久保園 眞弘 |
| 指宿商業高等学校事務長 | 横村 敬一郎 |

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事

- ・ 日程第1 報告第7号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第2号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について
- ・ 日程第2 議案第21号 指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の一部改正について
- ・ 日程第3 議案第22号 指宿市社会教育委員の補欠委員及び公民館運営審議会委員の補欠委員の委嘱について
- ・ 日程第4 議案第23号 指宿市立図書館協議会委員の補欠委員の任命について

- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

## ■ 会議要旨

### 1 開会の宣告

**(田之上教育長)**

ただ今から、令和7年第6回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

**2 会議成立の宣言**

**(田之上教育長)**

本日は、別府職務代理者が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

**3 前回会議録の承認**

**(田之上教育長)**

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和7年第5回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

**(田之上教育長)**

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

**4 会議録署名委員の指名**

**(田之上教育長)**

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、中村委員にお願いいたします。

**5 教育長の報告**

**(田之上教育長)**

次に、教育長の報告です。

別紙資料を準備しておりますので、ご覧ください。

項目1です。

5月27日、指宿市児童生徒安全推進会議が行われました。児童生徒の安全指導の取組状況についての説明後、交通事故、水難事故の現状や防止策について、警察署、海上保安署、消防組合等の関係機関、学校関係者で意見交換が行われました。

項目2です。

5月28日、南薩地区文化財保護審議会委員等研修会に出席いたしました。南薩地区の文化財の現状や、当面の課題について、研究協議と講話がありました。

項目3です。

5月29日、南薩地区教育委員会連絡協議会理事会及び総会が、指宿市役所で行われました。委員の皆様のご出席、ありがとうございました。

項目4です。

5月30日、市教育委員会学校訪問が山川中学校で行われました。委員の皆様にもご指導いただき、ありがとうございました。

項目5です。

同じく30日、山川小学校、南指宿中学校、西指宿中学校、指宿商業高校で、教

育実習を行っている実習生と面談をさせていただきました。教員の魅力を理解してもらい、是非採用試験に挑戦してもらえよう話をしたところです。

項目 6 です。

6 月 1 日、山川みなと祭りが開催され、熊野神社の神事から参加をいたしました。船団パレードや街頭パレードに、多くの方が参加をしていました。ステージでは多くのイベントがあり、山川小学校のソーラン節、山川中学校の吹奏楽演奏も行われていました。

項目 7 です。

6 月 2 日、男女共同参画推進会議に出席いたしました。

項目 8 です。

6 月 5 日、第 2 回市議会定例会本会議が開会いたしました。25 日から 27 日に一般質問があります。今回の教育委員会関係の質問で主なものは、指宿商業高校の運営について、青年団活動など若者が活躍できるまちづくりについて、学校の生理用品の配置について、子ども育成に関する助成金等について、質問がなされる予定となっております。

項目 9 です。

同じく 5 日、指宿商業高校と姉妹校の、韓国永化国際観光高等学校の生徒 4 名の市長表敬があり、出席いたしました。

項目 10 です。

こちらと同じく 5 日、第 1 回教育支援委員会で委員への委嘱状交付を行いました。今年度の教育支援が適切に行われるよう、多方面から十分審議していただくようお願いをしたところです。

項目 11 です。

6 月 12 日、第 1 回学校給食センター運営委員会があり、委員への委嘱状交付を行いました。給食センターでは、安全安心で美味しい給食の提供に努めていただいているところですが、米をはじめ食材の価格高騰や、アレルギー対応など、学校給食の課題についても協議をしていただきました。

項目 12 です。

6 月 13 日、27 年目となる指宿ライオンズクラブからの新入学児童名前入り鉛筆の贈呈式がありました。子供たちにとっても、名前が入った鉛筆は一人一人が貰ったという気持ちになる有難い取組となっており、感謝をしているところです。

以上で、教育長報告を終わります。

## **6 議事**

### **(田之上教育長)**

それでは、議事に入ります。

日程第 1、報告第 7 号、令和 7 年度指宿市一般会計補正予算（第 2 号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

### **(湯ノ口部長)**

日程第 1、報告第 7 号、令和 7 年度指宿市一般会計補正予算（第 2 号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の 2 ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第2号）に係る議案（教育委員会所管分）を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、報告第7号、別冊1の2ページをご覧ください。

令和7年度指宿市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4億256万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、289億3,281万8千円とするものであります。

4ページをご覧ください。

下段の太枠で囲った部分になります。款9教育費は、2億9,173万7千円を増額し、歳出の総額を43億9,347万3千円にしようとするものであります。

6ページをご覧ください。

第2表繰越明許費であります。下段の指宿学校給食センター給食配送車更新事業793万5千円は、給食配送用に購入するトラックが受注生産となったことから、納車に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費を設定するものであります。

7ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正であります。1追加は、北指宿中学校長寿命化改修等事業に係る令和8年度までの事業費の限度額を、資材価格や労務費の高騰などに伴い、1億1,300万円を増額するもので、合計の限度額を12億7,034万1千円とするものであります。

次に、2変更は、北指宿中学校武道場整備事業に係る令和8年度までの事業費の限度額を、資材価格や労務費の高騰などに伴い、2億2,400万円とするものであります。

次に、歳出からご説明いたしますので、16ページをご覧ください。

教育総務課所管の中学校施設管理総務費2億8,524万3千円の補正は、北指宿中学校長寿命化改修等事業及び武道場整備事業並びに南指宿中学校特別教室棟長寿命化改修等事業に係る資材価格や労務費の高騰などに伴い、工事請負費を増額するものであります。

生涯学習課所管の文化財保護費44万円の補正は、開聞仙田にある市指定有形文化財「上仙田東屋敷供養塔群」の敷地内にある雑木の枝を伐採するための委託料であります。雑木の枝が、隣地の個人所有の植木鉢ハウス兼倉庫の上を經由して住宅の屋根まで伸びており、台風などの災害が発生した場合、住宅などに大きな損害を与える恐れがあることから、伐採をしようとするものであります。

指宿商業高等学校所管の教育振興費24万円の補正は、指宿商業高等学校活性化補助金の対象者の増に伴い、補助金を増額するものであります。高等学校等デジタル人材育成支援事業費500万円の補正は、高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金の交付が認められたことから、デジタル等成長分野を支える人材育成の

充実を図るために、指宿商業高校で実施する実習授業に係る講師等の派遣費用や、プログラミングロボット等の備品購入費等のD Xハイスクールに係る費用を計上するものであります。

次に、歳入をご説明いたしますので、12ページの上段をご覧ください。

款15国庫支出金，項2国庫補助金，目6教育費国庫補助金，節4高等学校費補助金500万円の補正は、歳出でご説明いたしました，高等学校等デジタル人材育成支援事業費の補助金であります。

13ページの下段をご覧ください。

款22市債，項1市債，目8教育債，節1中学校債2億8,520万円の補正は、歳出でご説明いたしました，北指宿中学校長寿命化改修等事業及び武道場整備事業並びに南指宿中学校特別教室棟長寿命化改修等事業の財源であります過疎対策事業債であります。

以上で、報告を終わります。

#### **(田之上教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

#### **(福富委員)**

2点よろしいでしょうか。16ページの指宿商業高等学校活性化補助金の対象の部活動名を教えてほしいのと，デジタル人材育成に関するプログラミングロボットについて，詳しく教えてください。

#### **(横村事務長)**

学校活性化補助金の対象の部活動についてですが，現在，下宿を受け入れております女子ソフトテニス部と，陸上競技部の2つの部が対象となっております。

それから，プログラミングロボットについてですが，いろいろな形やサイズ等がありますが，入力されたプログラム通りに行動するロボットのことで，例えば，5m直進して止まって，右を見て更に2m進むとか，そういったプログラムしたものと対になった行動をするものです。画面上ではなく，視覚的に認識するということで，プログラムの効率的な学習に向いているというものになります。形につきましては，人型のものや，お掃除ロボットのような形のもの，動物の形のものもあります。導入するロボットにつきましては，現在，検討しているところでございます。

#### **(濱崎委員)**

文化財保護費にある，開聞仙田の上仙田東屋敷供養塔群の雑木伐採ですが，どれくらいの規模の伐採なのか教えてください。

#### **(上蘭課長)**

雑木についてですが、芳樟の木と呼ばれている木で、木本体の高さが約13m、幹の幅が約1m程度のものになります。伐採をしたいと考えている主な枝ですが、長さが横のほうに約14m、枝の幅が約20cmで、地上から約6mほどの高位置にある枝でございます。

**(濱崎委員)**

立地条件も悪く、費用もけっこう掛かると思うのですが、今後管理がしやすいように、地域の方々でもできるような感じで、伐採していただければと思っています。

**(田之上教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(田之上教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1、報告第7号は終了いたします。

**(田之上教育長)**

次に、日程第2、議案第21号、指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(湯ノ口部長)**

日程第2、議案第21号、指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により議決を求めるものであります。

本案は、国民スポーツ大会並びに全国大会及び九州大会出場の精進を促すため、部活動に所属し、指宿市内で下宿を必要とする生徒に対して交付する補助金の、補助対象者の人数制限を撤廃することで、更なる部活動の活性化及び生徒確保に寄与することを目的として、所要の改正をしようとするものであります。

併せて、国民体育大会が国民スポーツ大会へ名称変更されたことによる文言の整理を行うものであります。

改正の主な内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、資料の5ページをご覧ください。

第1条の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に、「国体」を「国スポ」に、第2条第1項第1号及び第2号の「国体」を「国スポ」に、6ページの第3条の「補助対象経費、補助額及び補助対象者の生徒の人数」を「補助対象経費及び補助額」に改め、同条第3号を削るものであります。

7ページをご覧ください。

附則において、この告示は令和7年7月1日から施行し、改正後の指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の規定は、令和7年度の補助金から適用することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(田之上教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(田之上教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2、議案第21号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(田之上教育長)**

それでは、日程第2、議案第21号は、提案のとおり可決することといたします。

**(田之上教育長)**

次に、日程第3、議案第22号、指宿市社会教育委員の補欠委員及び公民館運営審議会委員の補欠委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(湯ノ口部長)**

日程第3、議案第22号、指宿市社会教育委員の補欠委員及び公民館運営審議会委員の補欠委員の委嘱について、提案のご説明を申し上げます。

資料の9ページをご覧ください。

指宿市社会教育委員条例第3条及び第4条の規定に基づき社会教育委員の補欠委員を、指宿市立公民館条例第5条の規定に基づき公民館運営審議会委員の補欠委員を次のとおり委嘱したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間を任期とし、12名に委嘱しておりますが、役員改選により、学校教育の関係者2名が欠員となりました。

これに伴い、学校教育の関係者のうち小学校代表であった口ノ町亨氏の後任として、指宿小学校校長の狩集雅人氏を、中学校代表であった久徳寛司氏の後任として、西指宿中学校校長の平川淳一氏を委嘱しようとするものであります。

なお、後任の任期は、指宿市社会教育委員条例第4条第2項及び指宿市立公民館条例第5条第2項において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とすると定められていることから、令和7年7月1日から令和8年6月30日までであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(田之上教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(田之上教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3，議案第22号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(田之上教育長)**

それでは、日程第3，議案第22号は、提案のとおり同意することといたします。

**(田之上教育長)**

次に、日程第4，議案第23号，指宿市立図書館協議会委員の補欠委員の任命についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(湯ノ口部長)**

日程第4，議案第23号，指宿市立図書館協議会委員の補欠委員の任命について、提案のご説明を申し上げます。

資料の10ページをご覧ください。

指宿市立図書館条例第9条及び第10条の規定に基づき図書館協議会委員の補欠委員を次のとおり任命したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。



図書館協議会委員は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間を任期とし、5名を任命しておりますが、人事異動により、学校教育関係者1名が欠員となりました。

これに伴い、学校教育関係者のうち小学校代表であった今和泉小学校校長の塩屋親徳氏の後任として、山川小学校校長の口ノ町亨氏を任命しようとするものがあります。

なお、後任の任期は、指宿市立図書館条例第10条第2項において補欠委員の任期は、前任者の残任期間とすると定められていることから、令和7年7月1日から令和8年6月30日までであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(田之上教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(田之上教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第23号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(田之上教育長)**

それでは、日程第4、議案第23号は、提案のとおり同意することといたします。

以上で、本日、予定しておりました議案等については、全て終了いたしました。

**7 その他**

**(田之上教育長)**

これより、その他に入ります。

何かございませんでしょうか。

(なしの声)

**8 閉会の宣告**

**(田之上教育長)**

以上で、令和7年第6回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。